

誠の小判舎 定款

第1章 総則

(名称等)

第1条 当事業所の屋号は、誠の小判舎と称する。

第2条 当事業所の事業主の職名は、舎長と称する。

(主たる事務所)

第3条 当事業所は、主たる事務所を奈良県大和高田市大字大中14番地5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第4条 当事業所は、職業を地域プロデュース業とし、未来の地域づくりを目的として「地域活動団体等への支援」「地域振興の人材育成」のために地域企画プロデューサーの派遣を行う。

第3章 会計

(事業年度)

第5条 当事業所の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

第4章 公告の方法

(公告の方法)

第6条 当事業所の公告は、主たる事務所において公衆の見やすい場所に掲示する方法にて行う。

第5章 コンプライアンス

(法令の遵守)

第7条 本定款に定めのない事項は、全て日本国の法令に従う。

以上、愛の小判舎の運営のため、この定款を作成する。

平成30年1月1日

誠の小判舎 舎長 鈴木 誠

附則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月7日から施行する。(屋号、主たる事務所の変更)